

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 28 年 3 月 9 日

申請者 田鎖麻衣子
論文題目 弁護人の効果的援助を受ける権利
審査員 葛野尋之、青木孝之、緑 大輔

本論文は、アメリカ合衆国において、合衆国憲法修正 6 条に基づき、刑事事件の被告人に対して弁護人の効果的援助を受ける権利が保障されたうえで、合衆国最高裁および下級審判例、さらには州裁判所の判例を通じて、「効果的援助」の具体的内容が明らかにされるとともに、その判断基準が形成され、また、弁護人の「効果的援助」を欠いた事件については、有罪判決の破棄という形での救済が図られてきたのとは対照的に、日本国憲法 37 条 3 項が合衆国憲法修正 6 条を母法としながらも、日本の判例においては、弁護人の効果的援助を受ける権利の保障が実質化・具体化してこなかったことに着目する。そして、そのことの決定的要因としては、日本において、たんに被疑者国選弁護人制度の不存在、刑事弁護の担い手たる弁護士の相対的不足など、この権利を保障するための制度・手続面の不備があるだけでなく、当事者主義構造をとる刑事手続において弁護人がどのような機能を担うべきかについての基本的理解の相違があるのでないかという問題意識に立ちつつ、第 1 に、アメリカにおけるこの権利の形成の歴史的過程を丹念に分析し、その意義を解明し、第 2 に、日本の判例とアメリカの判例とのあいだの比較検討を通じて、それぞれが想定する弁護人の機能における相違点を提示し、第 3 に、日本における変革の可能性とその現実的契機を指摘している。

本論文は、第 1 に、アメリカにおける弁護人の効果的援助を受ける権利の保障について、先行研究が 1984 年合衆国最高裁 Strickland 判決以降の「効果的援助」の判断基準にばかり注目するきらいがあったのに対して、19 世紀末より始まり、1932 年合衆国最高裁 Powell 判決を経て大きく進展したこの権利の「形成」過程を、連邦・州の判例の丹念な分析を通じて明らかにした点、第 2 に、先行研究が、弁護人の効果的援助を受ける権利を保障するための制度・手続の拡充に焦点を合わせてきたのに対して、アメリカの判例の展開を踏まえて、弁護人が提供した弁護の質それ自体に注目しつつ、この権利の保障のあり方を論じた点、第 3 に、刑事手続の当事者主義的構造、両当事者の実質的対等、そこにおいて弁護人が担うべき機能、弁護人における誠実義務と真実義務の関係など、より広い原理的な視点から、弁護人の効果的援助を受ける権利の保障について検討を行った点などにおいて、高度の新規性ととも、顕著な学術的意義を有している。また、将来の発展可能性をも内包している。口述試験における申請者の応答からも、本論文のこれらの価値が確認された。

他方、本論文は、控訴理由および上告理由と関連して、日本法において弁護人の効果的援助が否定された場合における救済方法についての検討、誠実義務に対する真実義務の優位性および誠実義務における被告人の「客観的」利益の追求という弁護人の機能論を規定する弁護人の性格論についての分析、「国選」弁護制度、「必要的」弁護制度など、弁護人の効果的援助を受ける権利の保障の実質化・具体化の妨げとなりうる制度的・手続的要因の分析、この権利を実質化・具体化する方向への最高裁・下級審の判例の胎動および実務の構造的変化の分析などの点において、不十分な点も残している。

このように、本論文は、いくつかの不十分な点を残しながらも、先にあげた学術的意義および発展可能性は、それを補って余りあるものであるし、本論文において不十分な点については、口述試験において、申請者自身、今後さらに研究を深め、解明すべき課題であると自覚していることが確認された。本論文および口述試験において示された研究能力と真摯な研究姿勢をもってすれば、申請者は、今後の研究により、これらの課題を克服していくことが十分可能であるといえよう。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者田鎖麻衣子氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。